

社会保険業務センターから厚生省年金局企業年金
国民年金基金課に対し磁気テープにより提供する
データの取扱に関する覚書

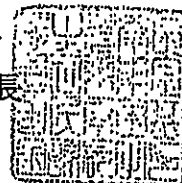
社会保険業務センター及び厚生省年金局企業年金国民年金基金課（以下「企業年金国民年金基金課」という。）は国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）第115条の2の規定による国民年金基金の広報事業を円滑、かつ効率的に行うため、次のとおり覚書を交換する。

1. 社会保険業務センターは、電子計算組織の集団ディスク駆動装置に収録されている国民年金の被保険者資格記録のうち第1号被保険者の住所、氏名に関するデータを磁気テープにより企業年金国民年金基金課に提供する。
2. 企業年金国民年金基金課は、社会保険業務センターから提供を受けたデータを国民年金基金の広報のためのダイレクトメールの宛名印刷に限って使用する。
3. 厚生省年金局は、磁気テープにより知り得たデータを前項に掲げた使用目的以外に第三者に譲渡し、転貸または閲覧させてはならない。
4. データの提供の回数は、年2回とし、その時期については、毎年度、企業年金国民年金基金課が社会保険業務センターに申し出ることとする。
5. 前記1から4までに定めるほか、必要な事項については、その都度、社会保険業務センターと企業年金国民年金基金課が協議する。

平成11年5月31日

社会保険業務センター総務部長

厚生省年金局企業年金国民年金基金課長



社会保険業務センターから厚生省年金局企業年金国民年金
基金課に対し磁気テープにより提供するデータの取扱に関
する覚書の一部を変更する覚書

社会保険業務センター及び厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課は、
平成11年5月31日付で交わした「社会保険業務センターから厚生省年金
局企業年金国民年金基金課に対し磁気テープにより提供するデータの取扱に
関する覚書」の一部を次のとおり変更する。

I 覚書の変更

1. 「厚生省（第3項の厚生省年金局を除く）」を「厚生労働省」とする。
2. 第1項の「第1号被保険者の住所、氏名」を「国民年金法第7条第1
項第1号に規定する被保険者（農業者年金基金の加入者、保険料の免除者、
不在被保険者を除く。）に係る基礎年金番号、氏名（外国人通称名がある
場合は、その通称名）、生年月日、性別、住所（市町村コード、郵便番号
を含む）」に改める。
3. 第3項の「厚生省年金局」を「企業年金国民年金基金課」に改める。
4. 新たに「企業年金国民年金基金課は、2に定める目的を達成するため社
会保険業務センターから提供された情報を国民年金基金連合会に提供を行
う場合には、国民年金基金連合会に対し提供する情報について厚生労働省
保有個人情報管理規程に基づく措置を講じることとする。」の項を設ける。
5. 第4項の「年2回」を「年3回」に改める。

Ⅱ その他

この覚書は、平成17年10月19日から適用する。

平成17年10月19日

社会保険業務センター総務部長

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

神 田 裕



平成21年12月25日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

社会保険業務センター
総務部企画調整課

日本年金機構の設立に伴うお知らせについて

平成22年1月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立されることに伴い、平成22年1月からの業務に係る引継先等は以下のとおりとなるので取り急ぎお知らせします。

なお、現在、社会保険庁が実施している業務は、法令に基づき厚生労働省及び日本年金機構が引き継ぐものであり、覚書等については、その業務に付随したものであるため、平成22年1月以降その効力を失うことはないものであることを申し添えます。

OMTの授受及びその他の連絡調整等について

- ・平成21年12月まで ⇒ 社会保険業務センター総務部企画調整課
- ・平成22年 1月以降 ⇒ 日本年金機構業務管理部業務調整グループ
(TEL: 03-5344-1131)
(FAX: 03-5344-1187)

※住所の変更はありません。